

## 第 18 回全国障害者スポーツ大会（福井県）宿泊業務規程

## 1 趣旨

この規程は「第 18 回全国障害者スポーツ大会（福井県）宿泊要項」（以下「宿泊要項」という）に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 宿泊申込み手続き

## (1) 宿泊申込代表者

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊申込みについて最終的な責任を負う

区 分		宿泊申込代表者
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者
	役員	
	介助員	
競技役員	県内	福井県内の各競技団体の長
	県外	全国を統括する競技団体の長
競技補助員		福井県内の各競技団体の長
実施本部員		実施本部の班長
視察員		各団体の代表者
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
その他大会関係者		宿泊希望のあった各団体の代表者

（その他大会関係者とは大会運営に参加するもので、実行委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。）

## (2) 宿泊の申込み

## ① 宿泊申込みシステム

第 18 回全国障害者スポーツ大会の宿泊申込みは、宿泊申込みシステム（宿泊本部が運営し、インターネットを介して、宿泊の申込みを受付け処理するシステムをいう。以下同じ）により申し込まなければならない。

## ② 宿泊申込みに必要な ID、パスワード等の通知

宿泊本部は、インターネットを利用した宿泊申込みに必要な ID、パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

## ③ 申込み方法

宿泊申込代表者は、宿泊申込みインターネットアドレスにアクセスし、宿泊本部から通知された ID、パスワードを入力してログインし、宿泊申込み入力画面に必要事項を入力のうえ申し込む。

なお、宿泊本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人が申込みを行ったものとして取り扱う。

ただし、宿泊申込みシステムに異常等があった場合には宿泊本部に連絡し、宿泊本部

が申込みシステムによる申込みが困難であると認めた場合は、インターネット上の宿泊申込み入力画面を印刷したものを宿泊申込書とし、それに必要飛行を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便等により申し込むことができる。

#### ④申込み期限

選手団 : 平成 30 年 6 月 29 日 (金) 12 : 00 まで

選手団以外 : 平成 30 年 8 月 24 日 (金) 12 : 00 まで

(注) ただし、大会参加申込スケジュールの変更等があった場合、上記の日程を変更することがある。変更があった場合は、宿泊本部がその内容を、申込み者に通知する。

### (3) 宿舍の決定

①宿泊本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舍の決定を行う。

②宿泊本部は、宿舍を決定した場合には、宿泊申込代表者にたいし、インターネット等で、宿舍決定通知を行う。

③宿泊本部は、宿舍を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舍」という）に対し、配宿決定通知書兼予約回答確認書を送付する。

### (4) 宿泊の変更および取消し

①宿舍決定後の宿泊の変更および取消し（以下「宿泊変更等」という）については、大会への参加取消し等、特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な事案が発生した場合は、県実行委員会より文書にて注意を行う。

②前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、宿舍決定通知が宿泊申込代表者に到達した、または宿泊本部が宿泊申込みシステムにより画面上で確認した以降とする。

③宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、宿泊申込みシステムを利用し、宿泊変更・取消の内容を入力の上、宿泊本部に申し込む。

ただし、宿泊申込みシステムに異常等があった場合には宿泊本部に連絡し、宿泊本部が宿泊申込みシステムによる変更や取消しが困難であると認めた場合は、先に送付された宿舍決定通知書に変更内容を記載し、ファクシミリまたは郵送により申し込みを行えることとする。

④宿泊本部は、受理した変更等の内容を速やかに指定宿舍に連絡し、調整を行う。調整結果を宿泊申込代表者が宿泊申込みシステムで確認が行えるようにする。

また、その処理経過は記録をする。

## 3 宿泊責任者

(1) 宿泊申込代表者は宿泊者の中から、宿泊日が同じグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

(2) 宿泊責任者は、指定宿舍において宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舍との間で必要な事務の処理にあたる。

#### 4 宿泊料金等の精算

(1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税および宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という）の精算は、宿泊要項の定めるところにより、選手団は、宿泊・輸送センターを介した請求書払いとする。

また、選手団以外の精算方法は原則として現地にて現金払いとするが、各宿舎において、そのほかの精算方法が可能な場合はこの限りではない。

(2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊本部が定める様式にてお互いに確認する。

(3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊本部が定める様式により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4) 指定宿舎は、宿泊精算確認に基づき、選手団にあっては、宿泊・輸送センター代表者を、選手団以外にあっては、宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

#### 5 宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じた場合は、次により解決する。

(1) 指定宿舎の代表者は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる

(2) 宿舎に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合は、県実行委員会がその処理にあたる。

#### 6 個人情報の取り扱い

宿舎申込みに記載された個人情報は適切な管理に努めるとともに、宿泊本部において宿泊の業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

#### 7 その他

この要領に定めのない事項については、宿泊本部が別に定める。